

社会福祉法人伯和会行動計画

仕事と生活の両立を支援し、継続して働ける雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和4年7月1日～令和9年6月30日までの5年間

2. 内容

<目標1>

- 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置を実施する。
 - ・従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
 - ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
 - ・子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度の利用を促進する。
 - ・育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

<対策>

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 令和5年4月1日～ | ・従業員へのアンケート調査、問題点の洗い出し |
| 令和4年9月1日～ | ・制度の拡充についての社内委員会での検討 |
| 令和5年4月1日～ | ・育児休業経験者との懇談会の設定 |
| 令和5年10月1日 | ・制度内容等について社内報などにより従業員に周知 |

<目標2>

- ・出産や子育てによる退職者についての再雇用制度を導入する。

<対策>

- | | |
|------------|-------------------------|
| 令和4年10月1日～ | ・従業員のニーズの把握 |
| 令和4年9月1日～ | ・社内検討委員会での検討開始 |
| 令和6年4月1日～ | ・制度の導入 |
| 令和5年10月1～ | ・社内報・インターネット等による従業員への周知 |

<目標3>

- ・子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- | | |
|------------|--|
| 令和4年10月1日～ | ・従業員のニーズの把握、検討開始 |
| 令和5年10月1日～ | ・小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める |
| 令和5年10月1日～ | ・制度導入、社内報などによる従業員への周知 |